

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>1 東日本大震災津波からの復興について 1-1 被災者の心のケアの充実について 東日本大震災津波から7年が経過したが、沿岸被災地ではPTSD(心的外傷後ストレス障害)の発症が数多く報告され、児童生徒の不登校も増加するなど、被災者の心のケアの必要性が一層増している。 県においては、震災後に「こころのケアセンター」や「子どものこころのケアセンター」を設置し、被災者の心のケアに努めてきたが、今後更なる相談体制の充実が求められる。また、被災地の学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、被災した子どもたちの様々な相談に対応してきたところであるが、人員不足によって十分な対応ができていないという指摘があり、更なる増員が求められている。 については、被災者の精神的な負担を取り除き、一日も早い心の復興を進めるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員を図る等、「こころのケアセンター」や「子どものこころのケアセンター」の一層の充実を図るよう要望する。</p>	<p>“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i-サポ」を効果的に運営するためには、多くの県民の方々にセンターを知っていただくことが重要であると考えており、これまで、県、市町村等の広報誌やホームページ、テレビ、ラジオ、新聞などを活用して周知を行っており、引き続き、市町村、団体等の協力をいただきながら、積極的な周知に努めていきます。 また、平成31年度は、i-サポ会員の新規登録者数の増加及び会員の利便性向上のため、県南地域において出張サービス「おでかけi-サポ」の拡充を図るほか、結婚を希望する県民に向けて、身だしなみや話し方のコツなど、いわゆる「婚活スキル」について情報提供するとともに、i-サポの成婚事例(婚活体験)等について紹介する冊子の作成を行うこととしており、引き続き、市町村等関係団体と連携を図りながら結婚支援に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	障がい保健福祉課 子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>被災地の学校へは、これまでスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や派遣を行ってきたところであり、平成30年度は、全県でスクールカウンセラー68人、スクールソーシャルワーカー18人、加えて、沿岸部には巡回型カウンセラー12人を配置し、教育相談体制の充実を図っているところではありますが、人材の確保に大きな課題があることから、引き続き、関係団体と連携しながら、幅広く人材の確保に努め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等を進めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-1 結婚支援策の充実について 未婚化・晩婚化が進行する中、県においては盛岡、宮古、奥州の3か所に「いきいき岩手結婚サポートセンター(i-サポ)」を設置し、若者の結婚支援に取り組んできたところである。 しかしながら、県民の認知度はまだまだ低く、市町村や結婚支援団体との連携も深まっていない状況が見受けられ、今後一層の周知と連携を図る必要がある。ついては、県民に対する周知に一層取組むとともに、センターの機能強化を図りながら効果的に事業を進めるよう要望する。</p>	<p>“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i-サポ」を効果的に運営するためには、多くの県民の方々にセンターを知っていただくことが重要であると考えており、これまで、県、市町村等の広報誌やホームページ、テレビ、ラジオ、新聞などを活用して周知を行っており、引き続き、市町村、団体等の協力をいただきながら、積極的な周知に努めていきます。 また、平成31年度は、i-サポ会員の新規登録者数の増加及び会員の利便性向上のため、県南地域において出張サービス「おでかけi-サポ」の拡充を図るほか、結婚を希望する県民に向けて、身だしなみや話し方のコツなど、いわゆる「婚活スキル」について情報提供するとともに、i-サポの成婚事例(婚活体験)等について紹介する冊子の作成を行うこととしており、引き続き、市町村等関係団体と連携を図りながら結婚支援に取り組んでいきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	A 提言の趣旨に沿って措置
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-2 子どもの医療費助成の拡充について 子どもの医療費助成は、子どもの健康の維持増進や、子育て世帯の負担軽減を目的として全国の多くの自治体を実施しており、本県においても全ての市町村が実施しているところである。 しかしながら、一人親世帯の増加や、厳しい経済情勢の中で子どもの貧困も問題化し、子どもの医療費助成の必要性が一層高まっていることから、県としてもこれまで以上の支援が必要と考える。 また、同じ岩手の子どもであるにも関わらず、住む自治体で受ける支援が異なり、格差が生じていることは好ましくなく、多くの自治体から県の統一した制度が必要との要望も寄せられている。 ついては、市町村とともに県内市町村同一の医療費助成制度を設けるとともに、他県でも実施されている高校卒業までの医療費助成の拡充について検討するよう要望する。</p>	<p>県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議の上、助成対象を小学生の入院まで拡大してきたほか、2019年8月からは、現物給付の対象を小学生まで拡大することとしたところです。 対象者の範囲を更に拡大した場合、多額の財源を確保する必要があるとあり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。 なお、総合的な子育て支援については、「岩手県ふるさと振興総合戦略」を展開していく上で重要な施策であります。子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきと考えており、これまで、県の政府予算提言・要望において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたほか、全国知事会からも同様の要請を行っています。</p>	保健福祉部	健康国保課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 人口減少・少子化対策について</p> <p>2-3 企業による子育て支援の取り組みの促進について</p> <p>子育て支援を効果的に進めるためには、企業の理解と協力が不可欠である。</p> <p>しかしながら、平成17年に施行された次世代育成支援対策推進法では、常時雇用労働者101人以上の企業に対し一般事業主行動計画の策定が義務付けられ、100人以下の企業は努力義務とされているが、本県では、100人以下の企業の多くが策定していないのが実情である。</p> <p>また、本県においては、一昨年2月に「いわてで働こう推進協議会」を設置し、「いわて働き方改革推進運動」の中で子育て支援に対する企業の理解と支援を促しているが、運動が企業に浸透しているとは言い難い状況である。</p> <p>ついで、県において、常時雇用労働者100人以下の企業にも一般事業主行動計画の策定を義務付ける条例を制定し、企業における企業による子育て支援を進めるよう要望する。</p> <p>また、イクボス宣言を行った企業間で、従業員の子宝率や具体的な実施状況を共有するなど、企業における子育て支援を効果的に進めるとともに、先進事例をもとにした経営者、管理職のセミナーやワークショップの開催など、より効果が上がる方法で普及、啓発を図っていくよう要望する。</p> <p>併せて、「いわて子育てにやさしい企業等認証制度」等の優遇制度を見直すなど、企業が意欲を持って認証に向けた制度設計に着手できるよう、経営者、女性労働者との意見交換を積極的に行うとともに、事業所内保育施設、企業主導型保育事業などについて企業が活用できる子育て支援制度の周知を積極的に行うよう要望する。</p>	<p>いわて女性の活躍促進連携会議の構成団体と連携し、イクボスやワークライフ・バランスをテーマとした講演や優良事例の紹介などによる研修会、企業・団体からの要望に基づく講師の派遣などにより、経営者や管理職等の意識改革を促進するとともに、いわて女性活躍推進員が各種推進制度の活用を企業に直接働きかけることを通して、女性が活躍しやすい環境づくりを支援します。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	A 提言の趣旨に沿って措置
	<p>一般事業主行動計画の策定については、岩手労働局が所管しているところであり、直ちに県条例を策定することは困難ですが、県では、一般事業主行動計画の策定要件とする「いわて子育てにやさしい企業等」認証により、100人以下の企業等の策定を促進しているところです。</p> <p>「いわて子育てにやさしい企業等」認証については、これまでの優遇措置に加えて、平成30年度から「いわて復興パワー」において東北電力株が指定する高圧契約種別における電気料金の割引の対象とするほか、平成31年度からは県営建設工事競争入札参加資格審査基準の技術等評価点数の加点項目へ追加するなど、優遇措置の拡充を行うとともに、広域振興局による企業訪問や、商工団体や市町村を通じての広報用リーフレットの配付のほか、いきいき岩手支援財団の「ワークライフ・バランス推進セミナー」や県ホームページでも周知しているところであり、引き続き認証企業の拡大を図っていきます。</p> <p>平成28年度に創設された「企業主導型保育事業」については、引き続き、市町村を通じて周知を図っていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	B 実現に努力しているもの
	<p>一般事業主行動計画の策定を促進するため、国では仕事と家庭の両立支援に取り組む中小企業事業主等に対する助成制度を設けています。</p> <p>県においても、岩手労働局と連携しながら、セミナーの開催等により、国の助成制度の利用促進を含む周知啓発を行うとともに、国に対し、助成制度や税制優遇措置の拡大についての要望も行っているところです。</p> <p>また、県が取り組む「いわて働き方改革推進運動」においては、従業員の適正な労働環境の確保のための取組項目数や実績を総合的に評価し、優れた取組の企業を表彰するとともに、取組内容を県ホームページ等に掲載し、広くPRを行っています。</p> <p>さらに、平成30年度からは、企業が働き方の改善計画を策定し、その計画に基づいた取組を行うために必要な研修の実施等に要する経費に対する補助金制度を設けています。</p> <p>今後も、こうした周知・啓発活動等を通じて、企業等における子育て支援の取組を促していきます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

いわて県民クラブ

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-4 少子化対策県民税の創設について 公債費比率が高く、財政状況が厳しい本県において、最重要課題である少子化対策に投入できる予算は決して多いとは言えない。 しかしながら、少子化による人口減少は本県にとって最大の脅威であり、子育て支援の充実等により少子化に歯止めをかけることが今最も力を注ぐべき課題であると考え。 よって、県民に対する少子化対策の重要性の啓発と医療費助成の拡充等、子育て支援充実のための財源を確保することを目的とした「少子化対策県民税」の導入を進めるよう要望する。</p>	<p>県では、少子化対策や、子ども・子育て支援の取組を推進するための財源として、県の一般財源に加え、地方消費税率の引上げに伴う増収分の一部を充てているほか、国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して、結婚や妊娠・出産、子育てに温かい社会づくりに向けた機運醸成に取り組んでいるところです。 新たな超過課税の導入については、子育て世代も含めて県民生活に影響を及ぼすものであり、県民の十分な理解が必要であることから、受益と負担の関係など、慎重な検討が必要であると考えています。 更なる超過課税を実施するに当たっては、新税導入の効果と税の使途、新税を導入して特別に実施しなければならない財政上の理由、県民の担税力への配慮と課税に対する公平感の確保、事業への県民参画意識の醸成などに配慮又は検討がなされなければならないと考えているところであり、新たな超過課税の導入については慎重に対応する必要があると考えています。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	D 実現が極めて困難なもの
<p>2 人口減少・少子化対策について 2-5 子育て支援員研修制度の推進について 保育施設における保育士等の人員不足を解消するため、国は平成27年度に子育て支援員認定制度を創設した。 これを受け、全国の都道府県で制度の運用が始まっており、東北においても宮城、山形などで県が主体となって研修施設を選定し、支援員の認定を行っているところである。 しかしながら、本県においては、保育は市町村事業との認識から、事業の取組を各市町村の自主性に任せており、特段の指導や助言も行っていないのが実情である。このため、市町村は、研修のための施設を独自に設けるなどしているが、当該市町村の住民以外は研修受講の対象外となるため、在住の市町村に研修施設がない地域の住民が研修を受けられないという問題も生じており、早急に対応策を講じていかなければならない。 については、市町村の取組状況や課題を早急に把握し、県が地域ごとに研修施設を選定するなど、県が主体的に子育て支援員認定事業に取り組むことを要望する。</p>	<p>子育て支援員研修については、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業等の実施主体である市町村において、各地域の実情に応じて実施することが重要であると認識しています。県においては、市町村が円滑に研修等に取り組めるよう必要な情報提供等に努めていきます。</p>	保健福祉部	子ども子育て支援課	S その他

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>3 若者支援について</p> <p>県では、若者の活動を支援するため、平成27年から「いわて若者会議」、「いわて若者文化祭」を開催しているが、参加者数は伸び悩み、県が若者支援の施策の目玉に挙げるほど、県内全域の若者に波及しているとは考えられない。</p> <p>については、本来の目的である若者の県内定着、地域に貢献する人材を育成するという成果につなげるために、若者支援の方法をイベント重視の施策から若者の雇用環境の改善や就職後の資格取得費用の支援など、若者が県内に就職できる環境づくりと人材育成に転換するよう要望する。</p>	<p>いわて若者文化祭は、復興を進めていく中で、地域において多くの若者が活躍していることから、岩手の未来を創造していくためには、若者の継続的な力が不可欠であるとの考えの下、若者が取り組む様々な活動の成果を発表し、互いに交流する機会を提供して、若者の活動を後押しすることを目的に開催しているところです。</p> <p>また、様々な若者活躍支援策の中で、いわて若者文化祭は、若者の主体的な活動を促し、交流の機会を提供する重要な取組の一つであると考えており、引き続き、若者の活動を支援していきますので御理解と御協力をお願いします。</p>	文化スポーツ部	文化振興課	B 実現に努力しているもの
	<p>いわて若者会議は、地域で活躍する若者同士のネットワークづくりを図り、様々な意見交換を行うことを目的に開催し、地域、学校、職場を超えた新たな若者のつながりが生まれてきたところです。</p> <p>平成30年度のいわて若者会議では、参加者全員による若者が地域で活躍する上での課題を話し合う座談会や、地域に貢献する若者の事例発表、若者団体によるブース展示を行い、若者の交流促進やネットワークづくりを支援しています。</p> <p>今後も、いわて若者会議において、若者同士の多様な意見交換、交流が行われるよう、実施方法などを工夫しながら、地域に貢献する人材育成に取り組んでいきます。</p>	環境生活部	若者女性協働推進室	B 実現に努力しているもの
	<p>なお、県では、いわてで働こう推進協議会等における取組を通して、関係機関との連携の下、若者が県内に就職できる環境づくりや人材育成等に引き続き取り組めます。</p>	商工労働観光部	雇用対策・労働室	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>4 地域医療の確保について</p> <p>4-1 地域医療構想の実現に向けた安定的な医療提供体制の構築について</p> <p>近年、医師・看護師不足が叫ばれ、また高齢化の進行によって医療費が増大する中、国においては地域医療改革を目的に「地域医療構想ガイドライン」を示し、本県においても一昨年3月に2次医療圏における病床機能ごとの必要病床数などを定めた地域医療構想を策定したところである。</p> <p>この構想の実現には、地域の医療に関わる全ての関係者の理解と協力が必要であるが、特にこれまで各保健医療圏において中心となって地域医療を支えてきた県立病院には、構想実現のための中心的役割を担うことが期待されている。</p> <p>については、地域医療構想が示す岩手の医療のあるべき姿の実現に向け、これまで以上に市町村立病院、民間医療機関等との医療連携を進めるとともに、新たな公立病院改革ガイドラインで示された、公立病院の統合・再編などの「効率化」や「ネットワーク化」にも積極的に取り組み、安定した地域医療提供体制の構築を図るよう要望する。</p>	<p>平成28年3月に策定した岩手県地域医療構想の実現に向けては、構想区域ごとに設ける地域医療構想調整会議において病床機能の分化と連携や在宅医療等の体制整備などについて、関係者の合意を形成しながら将来のあるべき医療提供体制の構築に取り組むこととしています。</p> <p>仮に公立病院の統合・再編の提案があった場合、公立病院の統合・再編は地域の医療提供体制に大きな影響を与えることから、地域医療構想調整会議において、関係者の合意を得ながら検討を進める必要があるものと考えます。</p>	<p>保健福祉部</p>	<p>医療政策室</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>4 地域医療の確保について</p> <p>4-2 県立病院の医師・看護師の確保について 全国的に深刻な医師不足は、本県にとっても例外ではなく、とりわけ県立病院においては深刻で、多くの県民から心配の声が寄せられている。</p> <p>また、医師の非常勤化が進み、必要な医療行為が常時受けられないなどの問題も生じており、このことは常勤医の勤務時間数の増加など労働環境の悪化にもつながり、更なる医師の退出を招くことで経営悪化の流れにもつながっている。</p> <p>また、看護師についても厳しい勤務環境によって離職者が増加し、必要な人員の確保がなされていないのが現状であり、看護師確保も喫緊の課題となっている。</p> <p>については、全ての県民に安定した医療を提供するという県立病院の役割を果たすためにも、医師・看護師の勤務環境の改善や、若い医師が定着したいと思うような魅力ある病院づくりにこれまで以上に取組み、医師・看護師の確保に努めるよう要望する。</p>	<p>関係大学等に対する医師の派遣要請や即戦力医師の招聘活動に引き続き取り組むとともに、県立病院に勤務しながら専門医資格取得が可能なプログラムの積極的な活用により、奨学金養成医師の初期臨床研修後の早期義務履行推進を図っていきます。</p> <p>また、若手医師のキャリア形成を応援できる勤務環境を整備するため、医師の労働時間の管理や、医師の業務負担軽減に向けては、医療クラークなど多職種への業務移管の推進するほか、岩手JOYサポートプロジェクトによる女性医師のワークライフバランスとキャリアパスの実現に対する支援など、様々な取組を行いながら、魅力ある病院づくりに取り組んでいきます。</p> <p>看護師については、夜勤専従制度をはじめとする多様な勤務形態の導入などによるワークライフバランスの向上、看護補助者の夜勤導入をはじめとする業務負担の軽減など、総合的な勤務環境の改善を進め、魅力のある働きやすい職場環境づくりに取り組んでいるところです。</p> <p>看護師確保については、看護師養成校の訪問や就職セミナー、保護者向け就職説明会、県立病院見学バスツアーを開催したほか、平成30年度から、ソーシャルネットワークシステムを活用した広報活動を開始したところであり、今後も様々な取組を行い看護師確保に努めていきます。</p>	医療局	医師支援推進室 職員課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5 教育の向上について</p> <p>5-1 いじめ対策の強化について</p> <p>全国でいじめ問題が深刻化したことを受け、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されてから5年が経過した。</p> <p>しかしながら、法の施行後においても、本県でいじめを苦に2人の中学生が相次いで自ら命を絶ち、全国でも多くの児童生徒がいじめによって尊い命を失う悲しい出来事が続いている。</p> <p>また、文部科学省が行った平成29年度生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によれば、いじめの件数は依然として減少していない実態が明らかになっている。</p> <p>このことから、いじめ対策の更なる強化が必要であり、特に、子ども同士が関わる時間が長い学校における取り組みはより重要であると考え。 ついては、いじめをなくすための教育の充実、教員の研修機会の拡充や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の人的体制の整備等、いじめ対策を強力に進めることを要望する。</p>	<p>いじめ問題の対策について、平成30年度は、平成28年に定めた「いじめの積極的な認知」「教職員間の情報の共有」「組織的な対応」、また平成29年度に定めた「自殺予防に係る取組」「関係者への情報共有と連携」「児童生徒による取組の推進」に加え、「学校いじめ防止基本方針の着実な実施」を重点取組と位置付け、各学校で取り組んでいるところであり、総合教育センターにおける教員研修や各教育事務所主催の教員研修を実施し、研修機会の充実を図っています。</p> <p>また、教育相談体制をより一層充実させるために、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置等を進めていきます。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校調整課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5 教育の向上について</p> <p>5-2 県立高校の再編について 少子化が進む本県にとって、地域を守っていくためには若者の地元定着が必要不可欠である。</p> <p>特に高校生は、地域行事への参加や奉仕活動など多方面にわたる地域づくり活動にも参加し、活躍しており、卒業後も、地域の産業を担い、ふるさとを守る人材として大いに期待されている。</p> <p>しかしながら、出生数の減少に伴って地域の高校の小規模化が進行し、本県においても新たな高校再編計画のもと、順次学校統合、学科改編が進められるなど、地域の高校は極めて厳しい状況に置かれている。</p> <p>については、地域にとって重要な高校が、これからも地域との結びつきによって地域の人財育成を担っていくことができるよう、特色ある学校のあり方について広く地域住民の意見を聞きながら、学校と地域との協働体制を積極的に構築するよう要望する。</p>	<p>平成28年3月に策定した「新たな県立高等学校再編計画」においては、望ましい学校規模の確保による教育の質の保証と、本県の地理的諸条件等を踏まえた教育の機会の保障を大きな柱として、地域の高校を出来る限り存続させることを基本的な考え方としています。</p> <p>生徒にとってより良い教育環境を整備していくため、再編計画の着実な実施が重要と考えていますが、あわせて、各地域における、ふるさと振興に向けた取組の推移や、入学者の状況等も十分見極めた上で計画を推進していくこととしており、現在、地域等との丁寧な意見交換に努めているところです。</p> <p>また、平成30年度から、2021年度から2025年度までの後期計画の検討を開始しており、地域における高校の役割等を重視し、地域や産業界の声も十分にお聞きしながら、より良い教育環境を整えていくという視点や、社会情勢の変化等も十分に踏まえた、多面的な検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>今後においても、次代を担う自立した社会人としての基礎的な資質を有する人材の育成、ふるさとを守る人材の育成に向け、学校の魅力づくりや教育の質の確保等について地域等と連携して取り組んでいきたいと考えています。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの
<p>5 教育の向上について</p> <p>5-3 情報モラル教育の推進について 全国的に子どもたちのスマートフォン、携帯電話の所持率が高くなっているが、本県においてもその割合が年々高くなっている。</p> <p>スマートフォンは、情報化社会において必要なものになっている反面、様々な害も指摘されており、特にスマホ依存による健康への害や、「ライン」等のアプリケーションがいじめの温床になっていることなどが問題視されている。</p> <p>これらの問題に対処するため、県では平成20年度から総合教育センターにおいて情報モラル教育を進めているが、他県では、夜9時以降はスマートフォンやゲーム機を使わないなどの共通ルールを設けるなど、県が主導的に規制をかける取り組みが行われている。</p> <p>については、様々な悪影響を及ぼすスマートフォン等から子どもたちを守るためにも、県が主導的に利用のルールを設けるなど、積極的な対策を講ずるよう要望する。</p>	<p>スマートフォン等の利用については、児童生徒の主体的な判断をもとにした情報モラルの向上が重要であると考えています。</p> <p>今後も、各学校における情報モラル教育の推進をはじめ、保護者や地域、関係団体と連携したスマートフォン等の利用のルールに関する普及啓発活動に取り組むとともに、総合教育センターにおいて開発した体験型の教材を用いた情報モラル教育を推進します。また、情報モラル教育授業づくり研修会を実施し、各学校で情報モラル教育の中核となる教員の養成に努めていきます。</p>	教育委員会事務局	学校調整課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5 教育の向上について</p> <p>5-4 35人以下学級の拡充について</p> <p>近年の社会情勢等の変化により、学校には一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が求められてきている。</p> <p>また、障がいのある子どもたちや日本語指導を必要とする子どもたちへの対応に加え、いじめや不登校など生徒指導の課題も顕著になっており、このような課題の解決に向けて、少人数学級の推進など計画的な定数改善が必要となっている。</p> <p>また、我が国は、他のOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためにも、少人数学級の着実な推進が求められているところである。</p> <p>現在、法令に基づく35人以下学級の実施は、小学校1年生までにとどまっているが、本県では厳しい財政状況の中にあっても、小学校1～4年生、中学校1年生で35人以下学級を実施していることは評価するところである。</p> <p>しかしながら、教員の負担は年々増加し、学力向上の取り組みにも支障が出ている状況であり、これらを解消するためにも、35人以下学級の高学年への拡充が必要と考える。</p> <p>については、子どもたちに学力向上のみならず、豊かな人間形成が図られるためのきめ細かな教育を施すことができるよう、35人以下学級の対象学年の更なる拡充を要望する。</p>	<p>本県においては、安定した学校生活や学力の向上などを図るため、加配定数の確保を国に強く働きかけながら、少人数学級の対象を順次拡大してきており、平成30年度からは、新たに小学校5年生をその対象に加えたところである。平成31年度は、新たに小学校6年生に35人学級を導入します。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>教職員課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5 教育の向上について</p> <p>5-5 小中学校、義務教育学校における特別支援教育について</p> <p>県内の小学校区分の特別支援学級は現在519学級あり、特別支援教育の免許を持った教員は666人、中学校区分では257学級、教員は128人である。</p> <p>小学校では特別支援学級を150人ほど上回る教員がいるにもかかわらず、特別支援学級に配置されている教員の数は30%程度である。</p> <p>一方、中学校においては支援学級の半分程度の教員数しか確保されておらず、特別支援学級の児童生徒数の増加に間に合っていない。</p> <p>特別支援学級の担任については、免許を持った教員の配置により子どもが服薬しなくとも落ち着いて学習や生活ができるとの実感から、保護者からは免許保有教員の適切な配置を望む声が上がっている。</p> <p>専門的な知識を持つ免許保有教員の積極的な配置により専門的な知見と指導経験の両立を図るとともに、地域の特別支援教育コーディネーターの活用により、医療機関や福祉施設などと学校・家庭との相談機能の強化と連携を推進するよう要望する。</p>	<p>小中学校は普通教育であることに加え、受験者を広く確保する観点などから、特別支援教育の免許の有無は必須の条件としておりませんでした。平成30年度実施の教員採用試験から、特別支援教育の免許所有者に対する加點措置を導入し、専門性を有する教員の確保に努めています。</p> <p>特別支援学級の担任の配置については、免許保有の有無に加え、これまでの指導経験や指導実績、更には人材育成の観点などを含め、総合的な判断のもとに適任者を配置しているところであり、特別な支援を必要とする児童生徒や保護者に寄り添った指導を行う際は、専門的な知見やこれまでの指導経験に基づく指導方法などに加え、研修や特別支援教育コーディネーター等による担当教員への助言・援助を含めた学校におけるサポート体制の充実を図りながら、保護者の期待にも一層応えていけるような体制の構築に努めているところです。</p> <p>また、特別支援学校の地域支援の一つとして、特別支援教育コーディネーター連絡会を地域ごとに設定しており、関係機関との連携や具体的な支援方法に関する研修会を開催するなど専門性を高め合いながら小中学校・義務教育学校を含めた各地域の特別支援教育の充実を図っています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校教育課 教職員課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>5 教育の向上について</p> <p>5-6 フリースクール等との連携など不登校対策について</p> <p>平成29年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、全国の不登校の生徒の数は小中学校でおよそ13万人、岩手県では1,000人以上の子供たちが学習の機会を逃している。</p> <p>特に、中学生の不登校は、学習の遅れにより高校への進学もままならいにもかかわらず、義務教育機関の終了による支援の途切れが問題となっている。</p> <p>県内には小中学生を対象にした9つの適応指導教室があるが、その利用率は1割程度で、利用できる環境にない、あるいは適応できない子供たちは、学びの喪失期間が原因で将来の社会的自立が困難になるケースが多いのが現状である。</p> <p>義務教育期間からの不登校が原因で苦しんでいる子供たちの学習の機会の確保と居場所づくりは急務であり、まずは子供と保護者の置かれている現状と、中学卒業後の進路に悩む保護者の声に耳を傾ける機会を確保するよう要望する。</p> <p>また、神奈川県などと同様に県教委とフリースクール等との協議会などネットワークづくりをして、不登校や学校に適応できない子供の学習の機会の確保に努めるよう要望する。</p>	<p>県教育委員会としては、スクールカウンセラーの配置等により教育相談体制の充実を図るとともに、市町村教育委員会においては、学校における個別の支援に加えて、学校外に「適応指導教室」等を設置し、不登校児童生徒を取り巻く環境の改善を図って、学校復帰に向けた取組を推進しています。</p> <p>また、教育委員会がフリースクールなどの民間団体や福祉関係機関等との連携の役割を担うなどの取組を進めているところであり、各教育事務所に配置している在学青少年指導員がフリースクールを訪問するなどして、支援内容の特徴の状況把握や児童生徒への支援のための情報共有などに努めています。</p> <p>今後も、不登校児童生徒への支援をより充実させるとともに、フリースクールなど、関係機関等との連携を促進していきたいと考えています。</p>	<p>教育委員会事務局</p>	<p>学校調整課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>6 国際リニアコライダ－の誘致促進について</p> <p>ILCの国内誘致に向けては、建設候補地の北上高地を抱える我が県を中心に、研究者・自治体・民間団体等が一体となって取組んできたところである。</p> <p>国においても、誘致の可否についての審議を日本学術会議に依頼するなど、国内誘致の可能性については検討を進めてきたが、このほど日本学術会議の最終結論が出されたことにより、国による最終判断を待つ段階となった。</p> <p>については、誘致実現に向け、これまで以上に国に対し働きかけを行うとともに、県民のみならず広く国民の理解を得るための取組を進めるよう要望する。</p>	<p>国際リニアコライダ－(ILC)の実現は、日本が世界に大きく貢献するとともに、高度な技術力に基づくものづくり産業の成長発展のみならず、日本再興や地方創生にも大きく寄与するものと考えています。</p> <p>そのため、これまでも岩手県内はもとより、東北大学や東北ILC推進協議会などの関係団体等と連携しながら、東北一丸となってILC実現に向けた活動を推進してきたところであり、国に対しては、早期にILC日本誘致に向けた前向きな方向性を打ち出すよう、県、東北ILC推進協議会、関係機関が連携して要望を行っているところです。</p> <p>また、ILCサポーターズやILC100人委員会の活動支援のほか、ノーベル物理学賞受賞者を招聘したシンポジウムやILC推進産学連携フォーラムの開催支援など、関係団体と連携して、国民的な理解増進・普及啓発に取り組んでいます。</p> <p>文部科学省においては、平成31年3月7日に開催された国際研究者組織の会議において、政府として初めて関心を示したところです。</p> <p>今後は海外及び国内の議論が進展するものと想定されることから、県としては、関係団体との連携をより一層強化しつつ、国への働きかけを行うとともに、東北ILC準備室と連携した受入環境の整備やILCに対する地元の機運醸成などについて、広く取り組んでいきます。</p>	政策地域部	科学ILC推進室	B 実現に努力しているもの
<p>7 農林業の振興について</p> <p>7-1 農業の担い手確保について</p> <p>少子化・高齢化の進行に加え、農畜産物の価格低迷等によって厳しい農業情勢が続く中、農業の担い手不足確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>国も、新規就農者に対する経済的支援などの対策を講じてきたが、現実に農家出身者以外が農業を開始するまでに農地や住宅の確保が難しいことや、農業機械等の購入資金の確保も大きな支障となっていることから、担い手となる若い農業者が増えないのが現状である。</p> <p>については、新規就農者を確保するため、新規就農者向け農業機械のリース事業の創設など、非農家出身者が新たに農業を始めることができるような施策の充実を図るよう要望する。</p> <p>併せて、規模拡大を目指す農業後継者に対する機械設備等の助成制度の創設など、農業後継者育成支援にも積極的に取組むよう要望する。</p>	<p>県では、地域農業に意欲を持って取り組む新規就農者の確保・育成が重要であると認識しており、県内外で就農相談会を開催しながら、農家出身かどうかを問わず、就農希望者に対し経営の開始から定着に至るまで、経営発展段階に応じて支援を行っています。</p> <p>農地や農業機械などの初期投資に対しては、農地中間管理事業、青年等就農資金、経営体育成支援事業などのほか、公益社団法人岩手県農業公社の地域経営資源継承支援事業により支援しています。また、就農前の研修や経営確立時期の取組については、国の農業次世代人材投資事業により支援しています。</p>	農林水産部	農業普及技術課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>7 農林業の振興について</p> <p>7-2 林業の担い手確保について</p> <p>県産材の取引価格は1980年代がピークであったが、徐々に下降線をたどり、現在はピーク時の3分の1程度になっており、我が県の林業情勢は依然として厳しい状況である。</p> <p>そのような中、近年のバイオマス発電の普及、そして一昨年本格稼働した大規模な合板工場の立地によって需要増が期待され、明るい兆しも見えている。しかしながら、2010年の国勢調査によると、全国の林業従事者は約51,000人で、昭和35年の約44万人から大幅に減少している。本県でも、平成25年度の年間60日以上 の林業従事者は2,098人ととどまり、今後岩手の林業振興を図っていく上で、担い手の確保が重要な課題となっている。</p> <p>については、今後見込まれる林業従事者の不足への対応、森林経営の長期的なプランニングができる人材の育成・支援のために、林業アカデミーの充実をはじめとした担い手確保に積極的に取り組むよう要望する。</p>	<p>県では、平成29年4月、林業の知識や技術を体系的に習得できる研修型の人材養成機関として、林業技術センターに「いわて林業アカデミー」を開講し、30年度は18名を養成しています。いわて林業アカデミーでは、カリキュラムの見直しや現場実習時間の増加など、よりよい研修となるよう内容の充実に努めています。</p> <p>また、公益財団法人岩手県林業労働対策基金と連携し、就業及び就業後の支援として、緑の雇用現場技能者育成対策事業による林業就業ガイダンスの開催や新規就業者の経験に応じた段階的なOJT研修等を実施しています。今後とも、市町村や関係団体と一体となって、支援制度の一層の周知を図り、林業の担い手の確保・育成に努めていきます。</p>	農林水産部	森林整備課	B 実現に努力しているもの

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>7 農林業の振興について</p> <p>7-3 森林病害虫対策の強化について</p> <p>県の木でもあるナンブアカマツは、本県の木材産業を古くから支えてきた重要な樹種となっている。</p> <p>ところが、昭和54年に本県で初めて松くい虫の被害が確認されてからは被害が急速に拡大・北上し、県南部のアカマツ林は壊滅的な状況となっている。現在、県央部まで被害範囲が拡大し、被害先端地域にある自治体では被害拡大防止のための懸命な取組が行われている。</p> <p>しかしながら、地球温暖化によるマツノマダラカミキリの生息範囲の拡大や、森林所有者の森林への関心の低下による手入れ不足のアカマツ林の増加などにより、被害範囲の拡大に駆除が追いつかず、これまで被害がなかった県北部にまで被害が広がることが危惧される。</p> <p>県北部は、森林の多くがアカマツ林であり、松くい虫の被害拡大は、地域の林業関係者に大きな打撃を与えるだけでなく、本県の林業生産活動に重大な影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>については、県においては、国、市町村との連携を強化し、一体となって松くい虫被害の終息に向けて総合的な被害対策に取組むとともに、市町村に対する独自の補助制度の充実強化及び予算の確保を図るよう要望する。</p> <p>また、県内ではナラ枯れが新たな問題となっており、松くい虫対策と同様に市町村と一体となった被害防止に万全を期すよう要望する。</p>	<p>県では、「松くい虫被害対策実施方針」に基づき、被害先端地域での徹底的な駆除、被害まん延地域での樹種転換や重要な松林の予防措置等、被害状況に応じた総合的な防除対策を、国、市町村及び関係団体と一体となって推進しています。</p> <p>被害先端地域の市町村に対しては、補助事業に加え、市町村負担の無い「大臣の命令」及び「知事の命令」に係る駆除を引き続き実施していくとともに、事業予算の確保について国に要望していきます。また、県単独事業として、これまで行ってきたいわての森林づくり県民税事業の「松くい虫クリーンアップ処理」に加え、被害がまん延した松林を広葉樹林化する「アカマツ林の広葉樹林化」の取組を平成28年度から実施しています。</p> <p>ナラ枯れ被害についても、松くい虫と同様に、国、市町村及び関係機関と連携を図りながら監視を強化し、被害木の早期発見、徹底駆除と併せ、予防を目的とした伐採利用を促進するいわての森林づくり県民税事業の「ナラ林健全化促進」の取組を平成29年度から対象を拡充して実施しています。</p>	<p>農林水産部</p>	<p>森林整備課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答 課名	反映 区分
<p>7 農林業の振興について</p> <p>7-4 有害鳥獣対策の推進について</p> <p>地球温暖化による生息環境の変化、高齢化による狩猟者数の減少などによって全国的に有害鳥獣が増加し、様々な分野において被害が拡大している。</p> <p>本県においてもシカやイノシシなどによる食害で農作物に深刻な被害が出ているほか、熊などの大型動物による人的被害も頻発している。</p> <p>財産のみならず生命・身体を守るためには、生態系に配慮しながら有害鳥獣を一定数駆除する必要があるが、捕獲後の処理にかかる負担や、駆除が追いつかないなど、様々な課題により個体数削減に至っていない。</p> <p>よって、県においては、不足する狩猟者を確保するため、鳥獣被害防止特措法の改正などを国に働きかけるとともに、電気柵等侵入防止施設の安全確保対策や、ドローンを使った生態や個体数把握等、有害鳥獣被害対策に積極的に取組むよう要望する。</p>	<p>県では、狩猟者確保に向けて、狩猟免許試験の「予備講習会」や狩猟に興味のある県民を対象とした「捕獲の担い手研修会」を開催し、新規狩猟者の確保に取り組むとともに、国に対し、捕獲の担い手の確保に資する施策を充実させるよう要望しているところです。</p> <p>また、電気柵等侵入防止施設の安全確保対策については、引き続き、設置者に対して点検・改善指導を実施していきます。</p> <p>今後も、各市町村で策定している鳥獣被害防止計画が効果的に推進されるよう、①捕獲対策、②被害防止対策、③地域ぐるみの被害防止活動の3つの観点で鳥獣害対策を実施するとともに、ニホンジカについてはモニタリング調査を実施し、生息状況や生息密度の把握に努めていきます。</p>	<p>環境生活部</p> <p>農林水産部</p>	<p>自然保護課</p> <p>農業振興課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>8 台風第10号災害からの復旧・復興について 平成28年8月30日に襲来した台風第10号により、本県は県北沿岸地域を中心に甚大な被害を受けた。 現在、岩泉町においては災害公営住宅の建設や、道路、橋梁、水道、情報通信施設等の復旧作業が行われているが、マンパワーの不足等により、事業の進捗に遅れが生じている。 については、事業繰越等についての助言や手続き等のサポート、土木技術職員の確保等について被災自治体を積極的に支援するよう要望する。</p>	<p>台風第10号による被災市町の人的支援については、県任期付職員を派遣したほか、県内市町村、東北各県、関東近郊の都県及び市長会・町村会等を訪問し、応援職員の派遣要請を行うなど、人材の確保に取り組んできたところです。 県としては、復旧・復興を着実に進めていくため、引き続き、県内市町村等に対し職員派遣の協力を依頼したほか、平成31年度も任期付職員を派遣することとしており、被災市町とも連携しながら、復旧・復興に必要な人材の確保に向けて、継続的に取り組んでいきます。</p> <p>岩泉土木センターにおいても、公共土木施設に多大な被害を受けており、岩泉町内で多くの災害復旧工事が集中して実施されていることから、岩泉町とも連携しながら進めてきたところであり、事業予算の繰越等についても情報共有しながら取り組んできたところです。 復旧工事が完了するまで、引き続き関係機関に対し、事業繰越等にかかる手続きの簡素化などを要望していきます。</p>	<p>政策地域部</p>	<p>市町村課</p>	<p>B 実現に努力しているもの</p>
<p>9 道路・河川の整備について 9-1 国道343号新笹ノ田トンネルの整備について 県南地域における沿岸と内陸部の横軸連携は、東日本大震災津波からの復興と、ILC誘致実現に向けての協調体制の構築の上でも重要である。 その交流連携において重要な役割を果たすのが、両地域を結ぶ幹線道路であり、特に国道284号、国道343号は要となる幹線道路として役割が期待されている。 しかしながら、国道343号は笹ノ田峠という交通の難所を抱え、沿岸、内陸両自治体や住民団体から、更なる整備促進が要望されているところである。 については、震災からの復興とILC建設を見据えた環境整備の面からも、国道343号新笹ノ田トンネルの整備を進めるよう要望する。</p>	<p>一般国道343号については、内陸部と気仙地区を結び、沿岸地域の早期復興を支援するとともに、安全・安心な暮らしを支え、広域的な観光などの振興にも資する重要な路線であると認識しており、復興実施計画において県の復興支援道路に位置付け、重点的に整備を進めているところです。 なお、新笹ノ田トンネルの整備については、大規模なトンネルになることから、多額の事業費を要することが見込まれるため、安定的な事業予算の確保が課題となり、慎重な判断が必要であると考えています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>道路建設課</p>	<p>C 当面は実現できないもの</p>

意見提言内容	取組状況	部局名	回答課名	反映区分
<p>9 道路・河川の整備について</p> <p>9-2 県管理河川の整備について</p> <p>平成28年の台風第10号の被害により、改めて河川整備の重要性が認識されたところであるが、今回の豪雨災害では、特にも河川内の土砂や立木が被害を大きくした要因のひとつであるとの指摘があり、今後は堤防の整備と合わせ、土砂や立木の撤去、河道掘削などの対策を講じていく必要がある。</p> <p>よって、県においては国に対し整備に必要な財政支援を求めるとともに、県単独の事業を積極的に行うよう要望する。</p>	<p>県では、河川内の堆積土砂や立ち木の除去について、計画的に実施しているところですが、平成28年8月の台風第10号災害等、近年全国各地で豪雨災害が発生しており、災害の予防的措置として、その重要性は増しているものと認識しています。</p> <p>このことから、県では、大規模な洪水の発生時に大量に堆積した河道の土砂撤去等、緊急的に対応すべき防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金等による財政措置を拡充するよう国に対し要望しているところであり、今後も機会を捉えて継続して働きかけていきます。</p> <p>また、県でも河道掘削や立ち木伐採に要する予算の確保に努め、重点的、計画的に推進していくこととしています。</p>	<p>県土整備部</p>	<p>河川課</p>	<p>A 提言の趣旨に沿って措置</p>